

平成 31 年 3 月 15 日
四国電力株式会社

山口地方裁判所岩国支部における
伊方発電所 3 号機運転差止仮処分申立ての却下について

本日、山口地方裁判所岩国支部において、伊方発電所 3 号機の運転差止仮処分の申立てが却下されました。

本件は、山口県の住民が同機の運転差止めを求めて、平成 29 年 3 月 3 日に申立てを行っていたものです。

これまで、当社は、最新の科学的知見も踏まえながら、伊方発電所が地震や火山事象等に対する安全性を十分に有していることについて、裁判所に丁寧に主張・立証を行うとともに、申立ての却下を求めてまいりました。

今回の決定は、伊方発電所 3 号機の安全性は確保されているとの当社のこれまでの主張が裁判所に認められたものであり、妥当な決定をいただいたものと考えております。

当社といたしましては、今後とも、安全性の向上に終わりはないことを肝に銘じ、伊方発電所の安全対策に不断の努力を重ねるとともに、3 号機の安全・安定運転に万全を期してまいります。

以上